

令和5年

1 2月市議会定例会条例案

議案会第7号	豊橋市議会基本条例の一部を改正する条例	3
議案会第8号	豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	5

議案会第7号

豊橋市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	宍戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

豊橋市議会基本条例の一部を改正する条例

豊橋市議会基本条例（平成25年豊橋市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="236 517 667 555">（<u>確認及び反論の機会の付与</u>）</p> <p data-bbox="188 573 810 1014">第9条 議長並びに常任委員会及び特別委員会の委員長（以下「<u>議長等</u>」という。）は、会議における審議等の充実を図るため、会議の論点等を明確にする必要があると認めるときは、<u>議員の質問又は質疑に対し、その趣旨、背景、根拠又は考え方について、市長等及び議員に確認の機会を付与することができる。</u></p> <p data-bbox="188 1043 810 1361">2 <u>議長等は、会議における審議等の充実を図るため、会議の論点等を明確にし、議論を深める必要があると認めるときは、議員の質問又は質疑に対し、市長等及び議員に反論の機会を付与することができる。</u></p>	<p data-bbox="890 517 1161 555">（<u>確認機会の付与</u>）</p> <p data-bbox="842 573 1465 902">第9条 議長並びに常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議における審議等の充実を図るため、会議の論点等を明確にする必要があると認めるときは、<u>市長等に対し、議員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与することができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、議会運営の円滑化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

議案会第8号

豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	宍戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、豊橋市議会議員（以下「議員」という。）が豊橋市に対し請負（地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における豊橋市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、議員と市との請負の状況の公表に関する事項等について条例でこれを規定する必要があるからである。